

二十四 57.(b)を次のように改める。

(b) 取扱手数料は、国際予備審査機関が定める一の通貨又は二以上の通貨(以下この「所定の通貨」という。)のうちの一の通貨で支払う。

二十五 57.(c)を次のように改める。

(c) 所定の通貨がスイス・フランである場合には、国際予備審査機関は、取扱手数料をスイス・フランにより国際事務局に速やかに移転する。

二十六 57.(d)を次のように改める。

(d) 所定の通貨が、スイス・フラン以外の通貨である場合においては、次の(i)又は(ii)に規定するとおりとする。

(i) 所定の通貨がスイス・フランに自由に交換することができるものであるときは、事務局長は、取扱手数料の支払のための通貨として所定の通貨を定めている各国際予備審査機関ごとに、総会が定めた指針により、所定の通貨による当該手数料の換算額を決定する。国際予備審査機関は、所定の通貨による当該手数料の換算額を国際事務局に速やかに移転する。

(ii) 所定の通貨がスイス・フランに自由に交換することができるものではないときは、国際予備審査機関は、取扱手数料を所定の通貨からスイス・フランに交換する責任を負うものとし、手数料表に掲げる額の当該手数料をスイス・フランにより国際事務局に速やかに移転する。

また、国際予備審査機関が希望する場合には、当該国際予備審査機関は、取扱手数料を所定の通貨からユーロ又は合衆国ドルに交換し、(i)に規定する総会が定めた指針により事務局長が決定する当該手数料の換算額をユーロ又は合衆国ドルにより国際事務局に速やかに移転することができる。

二十七 57.(e)を削る。

二十八 57.6を57.4とする。

二十九 66.(a)を次のように改める。

(a) (b)の規定が適用される場合を除くほか、出願人は、明細書又は図面を補正する場合には、補正のため、先に提出した用紙と異なる国際出願のすべての用紙について差替え用紙を提出しなければならない。差替え用紙には、差し替えられる用紙と差替え用紙との相違について注意を喚起する書簡を添付する。当該書簡においては、出願時における国際出願中の補正の根拠を示すものとし、また、補正の理由を説明することが望ましい。

三十 70.(c)の次に次のように加える。

(c) 2) 請求の範囲、明細書又は図面についての補正が行われた場合であつても、出願時における国際出願中の補正の根拠を表示する書簡であつて、66.(c)の規定によつて適用する46.(b)の規定又は66.(a)の規定に基づき要求されるものが差替え用紙に添付されていないときは、報告は、その補正が行われなかつたものとして作成することができる。この場合において、報告には、その旨を表示する。

三十一 1.中「第十五規則」の下に、「2.2」を加える。

○外務省告示第二百七十九号

モルドバ共和国政府は、平成九年九月五日にウィーンで採択された「使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約」の加入書を平成二十二年二月二十三日に国際原子力機関事務局長に寄託した。よつて、同条約は、平成二十二年五月二十四日にモルドバ共和国について効力を生じた。(平成二十二年三月二十五日付け国際原子力機関事務局長書簡)

平成二十二年六月二日

外務大臣 岡田 克也

○農林水産省告示第八百四十五号

農薬取締法(昭和二十三年法律第八十二号)第二条第一項の規定により、平成二十二年五月十二日付けをもちつて次の農薬を登録し、同法第六条の七の規定により公告する。

平成二十二年六月二日

農林水産大臣 赤松 広隆

登録番号 農薬の種類

22682 ウルホジナー・メトリジン・DCMU粉

22683 イソキサチオン乳剤

22684 展着剤

22685 展着剤

22686 DEP乳剤

22687 チウラム水和剤

22688 IPC乳剤

22689 NAC水和剤

22690 MDBA液剤

22691 MCP液剤

農薬取締法(昭和二十三年法律第八十二号)第二条第一項の規定により、平成二十二年五月十九日付けをもちつて次の農薬を登録し、同法第六条の七の規定により公告する。

平成二十二年六月二日

登録番号 農薬の種類

22692 メソトリオン水和剤

22693 エリクタリド・エリチラクトール・ペンシル

22694 エリクタリド・エリチラクトール・ペンシル

22695 エリクタリド・エリチラクトール・ペンシル

製造者又は輸入者の氏名及び住所

東京都中央区晴海一丁目8番10号 シン

セイブタケ株式会社 代表取締役

村田 義典

製造者又は輸入者の氏名及び住所

農林水産大臣 赤松 広隆

製造者又は輸入者の氏名及び住所

東京都中央区晴海一丁目8番10号 シン

セイブタケ株式会社 代表取締役

村田 義典

製造者又は輸入者の氏名及び住所

東京都中央区晴海一丁目8番10号 シン

セイブタケ株式会社 代表取締役

村田 義典